

(4) 通報対応の状況について



通報対応状況

➤ 現在の通報対応体制

通報対応班8人、会計年度任用職員7人、管理職2人の17人が担当。夜間・休日は常勤職員1人と会計年度任用職員1人の2人体制。

➤ 通報対応の流れ

警察が対象者を保護した後、当課へ通報が入ると、過去の通報歴、相談歴、受診歴の状況などを確認。通報元の警察署に職員が行き、事前調査として本人や家族等から保護に至った経緯や生活歴などを聴取。措置診察の実施、病院への移送を行う。

自傷・他害の恐れのある精神障害者に対する 申請・通報・届出

- 法第22条：一般人からの診察及び保護の申請
- 法第23条：警察官からの通報
- 法第24条：検察官からの通報
- 法第25条：保護観察所の長からの通報
- 法第26条：矯正施設の長からの通報
- 法第26条の2：精神科病院管理者からの通報
- 法第26条の3：医療観察法の指定通院医療機関の
管理者及び保護観察所の長からの通報

令和6年度(12月末現在)

	通報 件数	うち 緊急 措置	措置診察 (要措置)	措置診察 (措置 不要)	診察 不要	移送 (延件 数)
法23条	95	2	32	6	57	25
法24条	21	—	16	1	4	—
法26条	45	—	—	—	45	—
上記 以外	5	—	3	2	—	1
合計	166	2	51	9	106	26

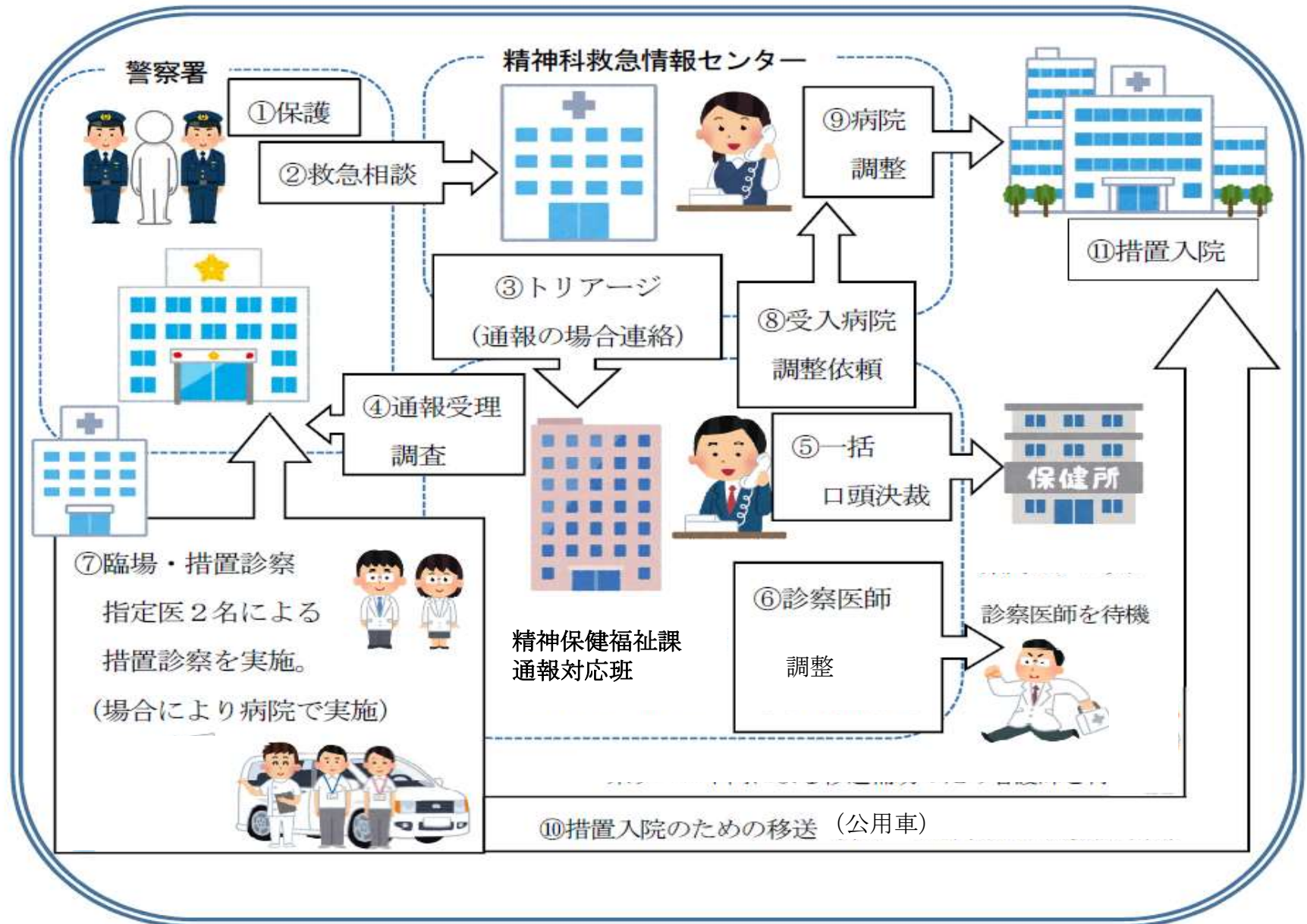
令和5年度

	通報 件数	うち 緊急 措置	措置診察 (要措置)	措置診察 (措置 不要)	診察 不要	移送 (延件 数)
法23条	113	6	49	3	61	53
法24条	32	—	20	3	9	1
法26条	65	—	—	—	64	—
上記 以外	7	—	5	2	—	4
合計	217	6	74	8	134	58

令和4年度

	通報 件数	うち 緊急 措置	措置診察 (要措置)	措置診察 (措置 不要)	診察 不要	移送 (延件 数)
法23条	121	4	35	7	79	31
法24条	31	—	17	6	8	—
法26条	56	—	2	—	54	2
上記 以外	5	2	4	1	—	1
合計	213	6	58	14	141	34

千葉市における 夜間休日の通報体制



＜夜間・休日における通報対応＞

- 平成26年7月、千葉県と足並みを揃え、夜間・休日における警察官通報に対応できるよう精神科救急医療体制の整備を行った。本市では、同年4月に精神保健福祉課を設置し、人員体制を強化した。

＜関係機関との連携＞

- 厚生労働省作成「措置入院制度運用ガイドライン」を踏まえ、平成30年10月に千葉県が千葉県版マニュアルを作成した。精神症状に起因する自傷他害行為の事実やそのおそれがある場合などを具体例を挙げて掲載し、現場の警察官に適正な通報を行うよう促す内容となっている。
- 令和2年度以降、23条通報の件数が減少

夜間・休日における通報対応件数

(令和6年度は12月末現在)

年度	通報件数	措置診察	緊急措置 診察	診察不要
令和6年度	59	19	2※	38
令和5年度	73	27	7※	39
令和4年度	77	18	4	55

※緊急措置診察の結果、措置不要1件を含む

＜警察官通報受理から措置入院の告知までに要する時間＞

	R3	R4	R5	R6
平日日中	5時間37分	5時間51分	5時間51分	5時間57分
夜間休日	5時間15分	5時間35分	5時間20分	5時間46分

警察署別 夜間・休日通報件数

(令和6年度は12月末現在)

年度	千葉中央	千葉北	千葉西	千葉東	千葉南	合計
令和6年度	13	24	11	8	3	59
令和5年度	27	13	14	13	6	73
令和4年度	32	28	4	8	5	77

<措置診察待機医師の確保>

- 措置入院を決定する際には2名以上の精神保健指定医による診察が必要であるため、夜間・休日における措置診察のための精神保健指定医の待機を令和元年度から実施している。当初は医師の確保が困難であったが、市内の精神保健指定医に広く協力をお願いし、令和5年度から待機医師2名の確保が概ね可能となった。

<受療援助の実施>

- 警察官通報のうち、措置診察は不要と判断した場合や、措置診察の結果、措置入院不要と判断された場合に必要な受療援助を実施している。

(令和6年度は12月末現在)

年度	合計	23条通報時	その他
令和6年度	19件	18件	1件
令和5年度	27件	25件	2件
令和4年度	45件	38件	7件

令和6年度 臨場先(診察場所)件数

(12月末現在)

警察署等	千葉中央警察署	29
	千葉東警察署	12
	千葉西警察署	18
	千葉南警察署	1
	千葉北警察署	20
	千葉県警察本部	8
医療機関	千葉大学医学部附属病院	10
	千葉県総合救急災害医療センター	9
	木村病院	5
その他	千葉地方検察庁	4
	千葉刑務所	4
合計		120

※平日日中実施分および緊急措置入院も含む

令和6年度 臨場先(措置入院先)件数

(12月末現在)

下総精神医療センター	15
木村病院	13
千葉県総合救急災害医療センター	11
浜野ホスピタル(石郷岡病院)	4
千葉大学医学部附属病院	3
千葉市立青葉病院	1
同和会千葉病院	2
恩田第二病院	1
横浜舞岡病院	1
合計	45

※平日日中実施分および緊急措置入院も含む

令和6年度新規

入院者訪問支援事業の実施状況等

- ・外部との面会交流が途絶えやすい精神科病院の入院者を訪問支援員が訪問し、入院者の話を傾聴、生活相談に応じ、必要な情報提供等を行うことで、孤独感や自尊心の低下等を解消することを目的とする。
- ・各精神科病院にチラシの掲示や配布をお願いしているほか、千葉市長の同意による医療保護入院者で入院期間が更新された方を中心に事業案内を行っている。
- ・行政職員による市長同意の面会時に事業案内を行い、訪問実施につながっている。

相談のきっかけ	相談受付	訪問実施
行政職員との面会	5	5
電話相談	2	0
計	7	5